衆議院小選挙区の区割り改定法案の概要

- 1 「緊急是正法」の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会からの勧告(平成25年3月28日)に基づき、公職選挙法別表第1を改正し、衆議院小選挙区選出議員の選挙区(17都県42選挙区)の改定を行う。
- 2 公職選挙法の改正規定(区割り規定等)は、この法律の公布の 日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日以後初めて その期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。
- ※法案の正式名称:「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急 に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会 設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」
- ※「緊急是正法」:「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急 に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会 設置法の一部を改正する法律(平成24年法律第95号)」

※緊急是正法附則第3条第4項

:「政府は、今次の改定案に係る新選挙区画定審議会設置法第2条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」